

○射水市こども・子育て会議設置要綱

平成28年10月7日

告示第209号

(設置)

第1条 射水市のこども施策(こどもに関する全ての施策をいう。以下同じ。)の実施を推進するため、射水市こども条例(平成19年射水市条例第20号。以下「条例」という。)第11条及び射水市こども条例施行規則(平成19年射水市規則第33号。以下「規則」という。)第8条の規定に基づき、射水市こども・子育て会議(以下「こども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 こども・子育て会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。
- (2) こども基本法(令和4年法律第77号)第2条第2項に規定するこども施策の実施及び同法第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定に関すること。
- (3) 条例第3条に規定するこどもの権利に関する施策の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、こども施策に関し必要な事項

(組織)

第3条 こども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) こども施策に関し学識経験のある者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 保育・教育関係者
- (4) 民生委員・児童委員の代表者又はその指名する者
- (5) 法第6条第2項に規定する保護者
- (6) こども施策に関する事業に従事する者
- (7) 公募による市民
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(部会)

第4条 こども・子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、市長が指名する委員及び市長が必要と認める外部関係者(以下「部会委員」という。)あわせて14人以内で組織する。
- 3 部会委員は、市長が委嘱する。
- 4 部会に部会長及び副部会長を置き、部会委員の互選によって定める。
- 5 部会長は、会議を進行する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 部会の会議については、規則第5条の規定を準用する。

(こども・子育てワーク会議)

第5条 子育て支援に関する活動を行うため、こども・子育てワーク会議(以下「ワーク会議」という。)を設置する。

- 2 ワーク会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第6条 こども・子育て会議及び部会並びにワーク会議の庶務は、こども家庭部において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、こども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年10月11日から施行する。

附 則(平成30年4月1日告示第122号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和6年4月1日告示第148号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和6年4月1日告示第232号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和7年3月27日告示第92号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。